

仕様書

1 業務の名称

札幌市職員採用に係る広報物の制作及び掲出業務

2 目的

競合する民間企業や他官庁より優れたデザイン、視認性を有する広報物を作成し、掲出することで、札幌市職員の募集や採用試験について受験を検討している方に広く周知し、受験者数の増加につなげることを目的とする。

3 契約履行期間

契約締結日から令和7年3月28日までとする。

4 業務内容

受託者は、広告の掲出にあたって、広告デザイン、ポスター必要部数の印刷、掲出枠の確保、関係各所との調整など、掲出に伴う一切の業務を行う。

(1) 札幌市営地下鉄（以下、「地下鉄」という）広告に係る業務

ア 広告内容・デザイン

地下鉄車内広告での使用に適したデザインを制作すること。内容やデザイン等については、「2 目的」を踏まえたものとし、受託者と委託者協議のうえ決定すること。形式は jpeg および ai とする。広告内容・デザインは下記事項に従うこと。

(ア) 使用するデザインは2パターンとし、統一感があるデザインとする。

(イ) デザイン案は2案以上示し、委託者と協議の上、決定する。

(ウ) 広告内容を体現する主体デザインは人物実写とし、素材については、委託者が提供する素材を使用すること。なお、一部にイラストや図等を挿入することは妨げない。

(エ) 広告内容を体現したキャッチコピーを挿入すること。キャッチコピー案は2案以上示し、委託者と協議の上、決定する。

(オ) 札幌市職員採用試験の周知であることが簡潔に伝わる内容で、一目で印象に残るデザインとする。

(カ) 1回以上の校正を行うこと。

(キ) 4(2)で使用するデザインと統一感があるデザイン、レイアウトとすること。

イ ポスター印刷

地下鉄車内に掲出するポスターの印刷を行うため、業務内容4(1)アで制作したデータを使用し、実施する地下鉄車内広告に必要なサイズ、枚数を印刷すること。サイズが複数使用できる場合は、委託者と協議の上、決定する。

印刷したポスターは、札幌市交通局が定める広告掲載基準を満たすなど、掲示場所に適した内容・仕様にする。

ウ 広告掲出

4(1)イで印刷したポスターを以下のとおり掲出すること。また、掲出期間終了後は速やかに撤去作業を行うこと。

(ア) 掲載方法

中づりポスター片面ジャック

※ 指定する掲載方法の掲出枠に空きがない場合、受託者は地下鉄広告のうち、同等程度の費用が見込まれる代替案を提案し、委託者と協議の上広告を実施すること。

(イ) 掲出枚数

2,300枚

※ 掲出枠に空きがなく掲載方法を変更した場合については、掲出方法に応じた枚数とする。

(ウ) 掲出期間

令和7年2月上旬から3月28日までの期間のうち14日間

※ 掲出枠の空き状況により、委託者と協議の上決定すること。

(エ) その他

使用許可等の手続きは受託者が行うこと。広告作成及び出稿に係る一切の費用は本業務の契約に含むものとし、委託者からは別途支給しない。

掲出枠に空きがなく掲出方法を変更した場合について、原則として契約金額は変更しない。

(2) 地下鉄駅構内におけるビジョン「SAPPORO SNOW VISION」に係る業務

ア 広告内容・デザイン

地下鉄駅構内におけるビジョン「SAPPORO SNOW VISION」での放映に適したサイズの静止画データを制作すること。内容やデザイン等については、「2目的」を踏まえたものとし、受託者と委託者協議のうえ決定すること。形式はjpegおよびaiとする。広告内容・デザインは下記事項に従うこと。

(ア) 使用するデザインは2パターンとし統一感があるデザインとする。

(イ) デザイン案は2案以上示し、委託者と協議の上、決定する。

(ウ) 広告内容を体現する主体デザインは人物実写とし、素材については、委託者が提供する素材を使用すること。なお、一部にイラストや図等を挿入することは妨げない。

(エ) 広告内容を体現したキャッチコピーを挿入すること。キャッチコピー案は2案以上示し、委託者と協議の上、決定する。

(オ) 札幌市職員採用試験の周知であることが簡潔に伝わる内容で、一目で印象に残るデザインとする。

(カ) 1回以上の校正を行うこと。

(キ) 4(1)で使用するデザインと統一感があるデザイン、レイアウトとすること。

イ 「SAPPORO SNOW VISION」における放映

業務内容4(2)アで制作したデータを使用し、以下のとおり、広告掲出を行うこと。

(ア) 放映場所

北・南側エリア「南北セット」

※ 指定する掲載方法の掲出枠に空きがない場合、受託者は同等程度の費用が見込まれる代替案を提案し、委託者と協議の上広告を実施すること。

(イ) 放映期間

令和7年2月上旬から3月28日までの期間のうち14日間

※ 詳細は、委託者と受託者協議の上で決定すること。

(ウ) その他

使用許可等の手続きは受託者が行うこと。広告作成及び出稿に係る一切の費用は本業務の契約に含むものとし、委託者からは別途支給しない。掲出枠に空きがなく掲出方法を変更した場合について、原則として契約金額は変更しない。

(3) 作業時の留意事項

ア 広告物の設置方法は事前に委託者と協議の上、落下等の危険性がない方法をとること。必要に応じて現地調査を行うこと。

イ 設置および撤去作業時は、周囲に十分注意し、安全を確保すること。脚立を使った高所での作業を行う際は、カラーコーン等を設置するとともに、作業員の他に作業をせずに周囲を管理する者を設置し、一般の歩行者等に危険がないよう作業に取り組むこと。

ウ 設置および撤去作業時は、広告物の設置部分周囲の設備等に損傷を与えないよう十分に注意し、現状復旧可能な設置方法をとること。受託者の責により設置部分や周囲の設備等に損傷などを与えた場合は、修繕を施し現状復旧させること。なお、その費用については受託者負担とする。

エ 作業に関する施設管理者等への必要な申請は委託者で行う。

5 本業務で制作した各種素材の二次利用について

業務内容4(1)及び(2)のデータについては、原則として委託者が管理・活用する媒体においても掲載・掲出できるようにすること。

具体的な媒体や、契約期間後の利用可否については、委託者・受託者で協議の上、調整する。

6 成果物の提出

受託者は、業務完了後速やかに、業務完了届を下記のとおり提出すること。

また、素材等のデータを保存するメディアのフォーマット及びファイル形式等は、Windows に対応したものとすること。

- (1) 業務完了届
- (2) 本業務の制作物等に関するデータを保存した CD-R または DVD-R などのメディア

7 その他

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。また、委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

なお、成果物の中に使用する写真など、受託者が第三者から使用に係る許諾を得たものについてはこの限りではなく、委託者は本仕様に定める業務もしくは契約履行期間外に成果物を利用等する場合については、都度受託者に確認することとする。
- (9) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。